



第15回

「小売業の労働災害について」

Q 小売業の労働災害の状況はどのようなものですか。

A 厚生労働省の統計では、休業4日以上死傷災害事故の推移を見ると、平成17年から平成27年の間、製造業、建設業は、いずれも約30%の大幅な減少でしたが、逆に、小売業は1.0%増加しているという状況です。

Q 小売業の労働災害の特徴はどのようなものですか。

A ある年の小売業の死傷災害事故の類型別では、「転倒」(34.4%)、「動作の反動・無理な動作」(15.8%)、「墜落・転落」(11.6%)、「切れ・こすれ」(10.6%)の順で発生しています。業態別では、衣料品スーパーは墜落・転落災害が最も多く、家電・家具量販店は崩壊・倒壊災害、激突災害、ホームセンターは飛来・落下災害などの発生割合が高いです。ドラッグストアは崩壊・倒壊災害、コンビニエンスストアは高温・低温物との接触災害(ヤケドなど)などが目立ちます。

Q 男女や年齢別の特徴はありますか。

A 小売業は、女性の被災者が多いように思いますが、男性の被災者が多い業態もあり、男性の被災割合は、小売業全体では26.6%ですが、家具・家電量販店では57.6%と半数を超え、ホームセンター、住生活スーパー、無店舗販売も40%を超えています。

年齢別では、小売業は、中高年齢者の被災が多いかと想像しますが、実際40歳以上の被災割合は、小売業全体では70%を超え、業態別に見ても、百貨店80.3%、総合スーパー80.1%、食品スーパー76.0%と高い割合です。しかし一方、衣料品スーパーは40歳以上の被災割合は46.0%に留まり、逆に29歳以下が35.8%も被災しています。住生活スーパーも同様の傾向です。ただ、コンビニエンスストアは、若年齢層が被災するイメージが持たれがちですが、30代、40代を中心に各年齢階層で被災して

います。

Q 小売業界における労働災害の防止の意味を教えてください。

A 労働災害が発生することで、企業の信用が低下し、売上減少、人材確保が困難になるなど業務上の損失が生じます。これらの損失の大きさは、労働災害の被災者・遺族への補償、原因調査や設備改善などによる「費用」を大きく上回るといわれています。小売業事業者の労働災害防止活動を進めることは、従業員の安全を守ることに加えて、事業者にも大きなメリットがあるといえます。

Q 小売業界における労働災害防止の対策の観点はどういったことでえしょうか。

A 小売業にはさまざまな業態があり、その業態特性に応じた効果的な労働災害防止対策が必要です。労働災害防止には、まず、そこで働く人の安全意識を向上させるための教育が必要です。そして、具体策には、安全性とともに作業性を向上させる対策(業務改善等)が有効です。例えば、「整理整頓」という方法があります。また、滑りにくい安全靴、保護手袋、保護衣等、保護具の着用、台車、ロールボックスパレット、脚立、包丁、スライサー等の正しい使い方、自動車、バイクの運転等について、安全のルールづくり、安全教育の充実等が求められます。

そういった現状を踏まえて、小売業の事業者が、厚生労働省や業界団体の指導パンフレットやコンサルタントのアドバイスを基に、自社の店舗での労働災害防止をどう進めるかについて、注意点を踏まえて、具体的な方法を推進することが必要です。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹彦法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>